

薩摩川内市屋外運動場照明施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 1 7 号

薩摩川内市屋外運動場照明施設条例の一部を改正する条例

薩摩川内市屋外運動場照明施設条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 1 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「薩摩川内市立小学校及び中学校運動場」を「薩摩川内市立小学校、中学校及び義務教育学校運動場の照明施設」に改め、同項第 2 号中「運動広場」を「前号以外の照明施設」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名 称	位 置
亀山小屋外運動場照明施設	薩摩川内市宮内町1680番地 薩摩川内市立亀山小学校運動場
可愛小屋外運動場照明施設	薩摩川内市御陵下町4番30号 薩摩川内市立可愛小学校運動場
川内小屋外運動場照明施設	薩摩川内市向田町1425番地 薩摩川内市立川内小学校運動場
永利小屋外運動場照明施設	薩摩川内市百次町959番地 薩摩川内市立永利小学校運動場
育英小屋外運動場照明施設	薩摩川内市中郷三丁目147番地 薩摩川内市立育英小学校運動場
高来小屋外運動場照明施設	薩摩川内市高城町1326番地 薩摩川内市立高来小学校運動場
城上小屋外運動場照明施設	薩摩川内市城上町4525番地1 薩摩川内市立城上小学校運動場
川内中央中屋外運動場照明施設	薩摩川内市平佐町5000番地 薩摩川内市立川内中央中学校運動場
水引中屋外運動場照明施設	薩摩川内市水引町7602番地1 薩摩川内市立水引中学校運動場
平成中屋外運動場照明施設	薩摩川内市城上町610番地 薩摩川内市立平成中学校運動場
平佐東屋外運動場照明施設	薩摩川内市中村町6998番地 平佐東運動広場
市比野小屋外運動場照明施設	薩摩川内市樋脇町市比野2805番地 薩摩川内市立市比野小学校運動場
東郷学園屋外運動場照明施設	薩摩川内市東郷町斧淵4564番地 薩摩川内市立東郷学園義務教育学校運動場
祁答院中屋外運動場照明施設	薩摩川内市祁答院町下手190番地1 薩摩川内市立祁答院中学校運動場
里中屋外運動場照明施設	薩摩川内市里町里3377番地 薩摩川内市立里中学校運動場
上甌中屋外運動場照明施設	薩摩川内市上甌町中甌191番地1
海星中屋外運動場照明施設	薩摩川内市下甌町青瀬1034番地1 薩摩川内市立海星中学校運動場
海陽中屋外運動場照明施設	薩摩川内市下甌町手打1472番地
鹿島中屋外運動場照明施設	薩摩川内市鹿島町藺牟田1397番地

別表第 2 (第 1 4 条関係)

名 称	使 用 料 (3 0 分 当 たり)
亀山小屋外運動場照明施設	3 5 0 円
可愛小屋外運動場照明施設	2 5 0 円
川内小屋外運動場照明施設	3 5 0 円
永利小屋外運動場照明施設	
育英小屋外運動場照明施設	2 5 0 円
高来小屋外運動場照明施設	
城上小屋外運動場照明施設	
川内中央中屋外運動場照明施設	4 5 0 円
水引中屋外運動場照明施設	3 5 0 円
平成中屋外運動場照明施設	5 5 0 円
平佐東屋外運動場照明施設	3 5 0 円
市比野小屋外運動場照明施設	市内 4 2 0 円 市外 6 3 0 円
東郷学園屋外運動場照明施設	2 0 0 円
祁答院中屋外運動場照明施設	市内 7 8 7 . 5 円 市外 9 4 5 円
里中屋外運動場照明施設	5 2 5 円
上甌中屋外運動場照明施設	市内 5 2 5 円 市外 7 8 7 . 5 円
海星中屋外運動場照明施設	5 2 5 円
海陽中屋外運動場照明施設	
鹿島中屋外運動場照明施設	

注 1 使用時間が 3 0 分に満たない場合は、3 0 分とみなす。

2 使用料の額に 1 0 円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の薩摩川内市屋外運動場照明施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。